

精華町教育委員会会議 議事録

令和7年（第6回）

- 1 開 会 令和7年6月24日(火) 午後2時00分
閉 会 令和7年6月24日(火) 午後3時30分
- 2 場 所 精華町役場 3階 301会議室
- 3 出席委員 川村教育長 松下教育長職務代理者
麻生委員 久保委員 高橋委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席事務局職員
松井教育部長 藤総括指導主事
山崎学校教育課長
河西学校教育課担当課長(防災食育センター長)
小笠原生涯学習課長
上野生涯学習課担当課長(図書館長)
高鍋学校教育課課長補佐
- 6 傍聴者 0名

7 議事の概要

(1) 開会及び冒頭あいさつ

教育長から第6回教育委員会会議の開会を宣言。

(2) 第5回教育委員会会議議事録について

教育部長から令和7年第5回教育委員会会議の議事録について説明。

【委員からのご意見】

松下委員から誤字等について指摘があり、修正することとした。

【採 決】

- ・ 全員承認

(3) 教育長報告事項

5月29日、京都府南部図書館等連絡協議会の総会があった。

5月30日、京都府地方教育委員会連合会の定期総会があり、新司英子前委員が、全国と京都府の教育委員会連絡協議会の表彰を受賞された。

6月8日、町立小学校の陸上運動交歓記録会があった。

6月17日、スポーツ協会の総会が開催された。

6月19日、図書館や学校で子どもの読書活動に取り組んでいただいている、「おはなしのこぼこ」様が京都府の自治功労賞の表彰を受けた。

6月20日、精華町青少年健全育成協会の総会があった。

6月21日、山城地方中学校体育大会の陸上競技の部が開催された。

(4) 臨時代理の報告

○議案第13号 令和7年度精華西中学校第1期便所改修工事請負契約の締結について

○議案第14号 令和7年度精華台小学校第1期便所改修工事請負契約の締結について

精華西中学校及び精華台小学校の便所改修工事に係る請負契約の締結について、令和7年6月3日付けで教育長の臨時代理を行った。

改修内容は、床を湿式から乾式に、また、大便器を洋式化にするなどの工事を行う。5月30日に一般競争入札の開札を行い、契約金額等が決定した。

○議案第15号 令和7年度精華町議会定例会6月会議提出議案に係る意見聴取について（令和7年度精華町一般会計補正予算（第2号））

小・中学校給食材料費物価高騰対策事業として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、食材料費の物価高騰を受ける小・中学

校給食に対する支援を図るための経費として、８８９万８，０００円の増額補正を行う。

(採決 ー 全員挙手により承認)

(５) 教育長からの諸報告

教 育 長 このたび国会で、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が可決、成立した。この給特法と呼ばれるものを中心とした一連の法令改正であるが、目的が３つあり、１つ目が、働き方改革の一層の推進、２つ目が、組織的な学校運営及び指導の促進、３つ目が教員の処遇の改善である。

概要は、１点目が、学校における働き方改革の一層の推進として、業務量管理・健康確保措置実施計画を市町村教育委員会が定めることになる。今後、国からマニュアルが掲示され、それを都道府県の指導の下に各市町村で策定していくことになる。この計画内容については、実施状況も含めて、総合教育会議への報告が義務づけられた。

また、この実施を確保するために、学校評価の中身と合致させるものになる。それから、精華町の場合、学校運営協議会を全ての学校に設置しているので、そこへの承認を得る内容として、この計画を含めることになる。

２点目は、組織的な学校運営及び指導の促進で、新たに主務教諭という職を置くことができるようになる。現在、学校には校長、教頭、教諭、主幹教諭、指導教諭があるが、職位的には主幹教諭と指導教諭の下、教諭の上にこの職を置くということで、これにより組織的な学校運営を確立する。

３点目は、教員の処遇改善で、現在の教職調整額は４％だが、毎年１％ずつ、最終的には１０％まで段階的に引き上げていくものである。

それから、職務や勤務の状況に応じた処遇改善の実施で、義務教育等教員特別手当、これは年齢や経験年数により2,000円から7,000円程度給料に含まれているが、学級担任をする人には加算し、校務類型に応じて支給するものになる。

松 下 委 員 員 まず、学校における働き方改革の一層の推進のうち、教育委員会における実施の確保のための措置についてであるが、教育委員会としては教員の業務量管理と健康確保のための計画を策定することと、その実施状況を公表する。

また、教育委員会として町立の8小・中学校に対して1つの計画を作ることになる。

次に、学校における実施の確保のための措置、これは学校評価の結果と、学校運営協議会の承認を得るということであるが、教育委員会が出したものに対する承認なのか。それとも各校が策定したものに対する承認なのか。

教 育 長 文部科学省の通知では、公立の義務教育小学校等は学校教育法の規定によって学校評価を行う。その結果に基づき、必要な措置を講じるに当たっては、この業務量管理・健康確保措置実施計画に適合するようにしなければならないとあり、市町村が定めるものに学校の活動が適合しているかどうかの評価を行うものになると思われる。

松 下 委 員 員 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めるとあるので、計画を作らなければならないが、これは各学校ですることか。

久 保 委 員 員 教育委員会が作った計画を各学校の評価の中に入れて評価の対象にするという趣旨のものである。

麻 生 委 員　　これまでにこのような計画はなかったのか。

教 育 長　　これまでは計画自体を作っていなかった。来年から新しく作ることになる。

松 下 委 員　　教職調整額について、段階的引上げは年1%ずつということで、残業手当をどうするかということはもう解決したのか。

5月に高松地方裁判所が教諭の残業手当で県に賠償命令を出したという報道があり、労働基準法義務違反であったという判例があり、裁判所がそのような判決を出したということで残業手当をどう考えるか。

教 育 長　　教職調整額は、必ず毎年1%上げるのかはまだ分からない。残業手当については、まだ議論があると思う。しかし、国の行政判断として、法令上は一応決着がついたと思われる。

教 育 部 長　　残業手当については、超勤4項目が適用されると思う。それに対して時間外勤務が発生し、残業手当を支払わなければ、賠償命令の話も出てくると思う。

(6) 事務局からの諸報告

教 育 部 長　　1　精華町議会定例会6月会議について

精華町議会定例会6月会議について、教育委員会関係での対応状況を報告をする。

まず議案関係では、先月の教育委員会で諮った補正予算2件と、先ほど臨時代理の報告をした補正予算1件、そして契約議案2件を含む計5議案であった。

議案に対する質疑では、まず補正予算関係では議案第37号、令和7年度一般会計補正予算（第1号）について、通級

指導教室の増設に伴う補正予算であるが、この通級指導教室の増設に伴う教員の確保ができたのかということや、購入する備品の内容などについての質疑があった。そのほか議案第50号、あるいは議案第51号の便所改修工事請負契約の締結議案については、工事期間中に授業など子どもたちに影響がないように工事が進められるのかという質疑があった。

次に、一般質問においては、教育委員会関係では7名の議員から質問があった。質問内容としては、小・中学校の熱中症対策や学校給食の安全性について、大阪・関西万博への参加についての考え方について、中学校への通級指導教室の設置について、さらには子どもの居場所づくりについての質疑があった。そのほかむくのきセンターのトイレ事情や、小中一貫校の考えについての質問があった。

そして、行政報告の関係では、議会初日に教育長から2件の報告を行い、民生教育常任委員会においても、2件の報告を行った。

総括指導主事 1 生徒指導報告について

(1) 小学校

5月の問題事象は0件。

不登校の児童数は17名。

(2) 中学校

4月の問題事象は2件。

不登校の児童数は29名。

3日以上欠席については、前月から比較すると、小学校、中学校ともに増加しており、新年度に入った後、5月で疲れを感じて児童生徒が欠席する傾向がある。

総括指導主事 2 重災害事故報告について

5月の報告は0件。

総括指導主事 3 相楽地方中学校陸上競技大会の結果について

各種目で5位までが上位大会である6月21日の山城陸上大会に出場した。精華町の生徒は、男子は19名が入賞、リレーは1位。女子は19名が入賞、リレー4チームが山城大会へ出場権を獲得する活躍をした。

総括指導主事 4 町内各小・中学校の家庭訪問の実施状況について

小学校では、精北小学校で1校、家庭訪問か個別懇談の選択制で、4月実施をしている。それ以外の小学校4校については家庭訪問は実施せず、保護者に来校してもらい、個別懇談を行っている。

中学校では、精華西中学校で1校、1学年のみで6月実施をしている。残りの2校に関しては個別懇談を用いているが、精華中学校に関しては、年間行事計画等の作成上、年度初めの個別懇談は実施していない。

コロナ禍の影響を受けて、小・中学校で家庭訪問の簡素化が加速したと受け止めており、行事の精選が進められたことや、保護者の負担軽減、教員の業務見直しも背景にあると考えている。

総括指導主事 5 学習指導要領の次期改訂に係る情報共有

学習指導要領改訂の流れであるが、現在、文部科学大臣から中央教育審議会に諮問され、議論されているところである。その後、中央教育審議会から答申、そして学習指導要領改訂という流れで進められる。

学習指導要領改訂の検討においての前提であるが、まず1つ目として、現行指導要領の理念の継承と深化が示されており、生きる力の育成や主体的、対話的で深い学びなど現行の指導要領で重視されてきた理念は基本的に引き継がれる方針である。ただし、その理念が教育現場に十分に浸透していないことが課題とされており、その実現可能性の高い形への改善が求められている。

2つ目として、多様な子どもを包摂する教育の実現が上げられている。不登校や障害のある子、外国籍の子、特異な才能を持つ子など多様な背景やニーズを持つ子どもを想定した教育課程づくりが前提とされ、画一的な教育ではなく、柔軟で個別性に応じた教育課程が必要とされている。

3つ目として、デジタル社会にふさわしい学び方の在り方として、情報活用能力、A Iリテラシー、I C Tの効果的な活用が前提となり、G I G Aスクール構想の次のステップとしての整理が進められている。

もう一つが、教育課程の実行可能性の確保が上げられている。理想だけでなく、現場の教員が過度な負担なく実施できる現実的なカリキュラムであることが前提であり、そのためにも教科書、評価、入試、研修など周辺整備との連携や見直しも同時に検討されている。

そして、もう一つが、社会的背景の変化への対応として少子化、グローバル化、気候変動、ジェンダー、A I技術の進展など急激な社会変化に対応する教育の必要性が前提とされている。子どもがこれからの社会を生き抜くための資質や能力の再定義も進められている。

次期学習指導要領の議論は、現行の理念も引き継ぎつつ、多様性、デジタル化、社会の変化、実行可能性を踏まえて、より実践的、柔軟、包摂的なカリキュラムを目指して進められている。

続いて、どのような論点について検討するのか、大きく、4つ示されている。

1つ目が深い学び、使いやすい学習指導要領の在り方を論点として検討されている。各教科の中核的な概念や見方、考え方を中心に構造的に整理すること、指導要領の記述形式や表記の分かりやすさ、表形式、デジタル化など用語の整理、統一など、教員にとって使いやすい工夫を考えている。

2つ目が、多様な子どもを包摂する教育課程。不登校、外国籍、障害のある子、特異な才能のある子などへの対応を前

提に、柔軟で個別性のある教育課程の構築、そして授業時間や学年区分、標準授業時数、特例制度などの運用の柔軟性の拡大が論点で検討されている。

3つ目が、デジタル社会を前提とした学びと情報活用能力の育成。情報活用能力の系統的育成、小・中・高の一貫性、探求的な学びとICT活用を一体化、生成AIなどの技術進展を踏まえたデジタル・シティズンシップ教育や情報モラル。

4つ目が、教育課程の実施に伴う負担への対応ということで、教員の過重な負担感の緩和。内容としては、教材や指導書、授業準備、入試の在り方等、そして指導要領と教科書、評価、研修、入試の一体的な見直し、教員研修や体制の整備を通じた実効性の確保が上げられている。

最後に、教科横断的なテーマ、制度的な見直しというところで、主権者教育、こども基本法の趣旨に沿った社会参画の教育、特別支援教育、幼児教育の充実、学習評価、授業改善の在り方、高等学校における教育課程の柔軟性確保、その他各教科に共通する方向性や制度整備の検討などが論点として検討されている。

今後のスケジュールだが、中央教育審議会での審議は令和6年から本格開始されて、答申は令和8年度中の予定である。改訂された指導要領は、小学校で、令和12年度から実施、中学、高校も順次適用されていく。一人一人の学びを大切に、デジタルと多様性に対応した教育へ、子どもも先生も無理なく、分かりやすく学びやすい学校教育を目指して、それが今回の学習指導要領改訂の目指す姿とされている。

【委員からのご意見】

松 下 委 員 次期改訂で何をどういうふうにしようとしているのか具体的に欠ける部分は審議の中ではあるとは思いますが、情報が出てきた時に、その都度、情報共有をしてほしい。

学校教育課長 1 町立小中学校屋内運動場の空調設備について

6月20日に開催された民生教育常任委員会で体育館の空調の設備について報告した内容を説明する。

まず、町立小中学校の体育館の空調整備の背景と目的は、児童生徒の体育授業や運動部活動などの教育活動において、近年における夏季の気温上昇に伴う熱中症対策として、また、体育館は災害時の指定避難所として指定されてることから、避難所としての機能性、快適性を高めることを目的として、町立小中学校8校全ての体育館の空調設備の整備を進めることで、基本的な計画を取りまとめた。

次に、空調方式の検討についてだが、まず、システム構成については、都市ガスやプロパンガスによるものや電気によるものなど複数の方式で比較検討を行った。これについては、経済性や保守管理、停電時の対応など各項目でそれぞれ比較し、その結果、総合評価においてガス式の都市ガスの空調が最も優れてるという結論に至った。これを基に設計等を進めていくことになるが、学校が都市ガスエリアではない地域や配管工事に費用が多額にかかる部分など、実施設計をしないと分からない部分があるので、様々な方法、選択肢を含めて柔軟に対応していければと考えている。

次に、災害時の対応機能であるが、都市ガス供給エリアにおいては、万一の都市ガス供給遮断に備え、プロパンガスに切替え対応可能な装置を設置して運用していくことで、災害時の備えとしていく。また、これに必要なプロパンガスが供給できるよう、体制の検討も進めていきたい。

次に、概算工事費については、モデル校1校を選定し、断熱性能を一定確保した上で、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の順に各校ごとの概算工事を算出した結果、各校でおよそ1億円程度の結果となっている。実際には他の学校も詳細設計の際に必ず現地調査を行い、各学校に最も適した工法を選定して、進めていきたいと考えている。

次に事業スケジュールだが、屋内運動場の空調設備につい

では、令和8年度から令和10年度の3か年をかけて全校で整備完了を目指す予定としている。

今回の検討に当たっては、モデルケース校を東光小学校に設定しており、子どもの数や施設の劣化状況など各小中学校の設計時に個々の事情を考慮する必要があり、各校に適した整備を進めていきたい。

【委員からのご意見】

久保委員 町内の子どもたちが体を動かせる場所の確保に関係するが、子どもたちの体力について全国調査がされているが、コロナ明けから総合得点が落ちており、男子は去年から落ちたままの横ばいであるが、女子はまださらに落ちてる。子どもの運動離れが激しくなっていて、原因は運動不足だけではないと思うが、若年層の自殺が増えていたり、このままだともっと子どもたちが運動から離れていくのではないか。

例えば体育館はランニングコストがかかり、体育の授業だけに使用するという制約がかかるように思う。これから条件を検討すると思うが、その中で、体を動かす場として、今は体育館しかない。屋外で運動ができればいいが、屋外は暑いとなったときに、体を動かす場の確保は待ったなしではないかと危機感持っている。そのような状況であるということ踏まえてできるだけ計画どおり進めてほしいのと、早く運動の場を子どもたちに確保してあげたいという気持ちで取り組んでほしい。

教育長 小学校の場合は体育館に冷房が入れば、夏休み中は子どもたちの遊び場として開放することができると思うが、それを教職員が管理するとなるとかなり負担があるので、管理、監督、指導を誰がするかというところは課題である。

松下委員 エネルギーの問題で、ガス方式でずっとガスを使うとなると相当な量が必要になりそうである。太陽光発電と比べる

と、施工費が全然違うのだろうと思うが、長期で見るとガスの方が安いのか。今の気候を考えると、6月ぐらいから9月、10月まで冷房を入れなければならないとなった時にどうなのか。

学校教育課長 イニシャルコストとランニングコストを合わせて比較し、熱源については都市ガスが一番安価なため利用を選択したが、再生可能エネルギーをどう使うかは、課題になっている。一部、体育館の屋根に太陽光発電を設置しているが、太陽光発電を乗せると、施設改修ができない状態になってしまい、そこも含めて改修するとコストが嵩んでしまう。太陽光発電は環境配慮への有効な手段の一つであると思うが、今回は、屋根の遮熱性能を上げて断熱性能を確保したり、窓ガラスにフィルムを貼って、熱を逃がさないような工夫をして、環境性能とコストとのバランスを見ながら進めたいと考えている。

生涯学習課長 1 社会教育委員の表彰について

精華町社会教育委員副委員長の村上栄氏が、令和7年度京都府社会教育委員連絡協議会表彰を受賞された。

2 行事の実施予定等について

主な行事の実施予定等について報告する。

1点目は、7月31日木曜日、精華女性の会の第1回女性講座で、「あなたは大丈夫？事例から学ぶ詐欺の手口」という講座を実施する。

2点目は、8月2日土曜日、第2回生涯学習講座で、「ドローンで学ぶ防災とプログラミング」を実施する。

3点目は、精華町少年少女合唱団の活動について、8月7日木曜日、クロネコファミリーコンサートが宇治市の文化会館大ホールで開催され、大阪市フィルハーモニー交響楽団と共に宇治市の少年少女合唱団と精華町少年少女合唱団が出演

する。また、8月11日月曜日、京都市右京ふれあい文化会館ホールでの京都こども合唱祭に出演する。

3 精華町文化財保存活用地域計画（案）へのパブリックコメントの実施について

令和7年1月28日の令和7年第1回教育委員会において計画策定の進捗状況を報告したが、その後、開催された作成協議会での議論や各関係機関との調整を踏まえ、計画（案）として取りまとめた。今後、多方面から計画（案）に対する意見を求めるために、6月25日から1か月間、パブリックコメントを実施する。

計画（案）の概要版を用いて、内容について説明する。

まず、1・2ページで、「精華町文化財保存活用地域計画って？」というタイトルで、本計画が、精華町の宝ものを守り、活かすことで町の特色を守り、活かすことにつながるという計画の趣旨、目的を記載をしている。

また、町のこれまでの歩みと、町のこれからを示し、「精華町の宝ものが危ない！？」と、文化財の置かれている現状を示している。

次に、3・4ページで、本計画で対象とする文化財は文化財保護法に規定されるいわゆる狭義の文化財だけではなく、精華町の文化、歴史、自然にまつわるものを対象にし、それらを総称して「精華町の宝もの」と定義して、精華町内の数ある宝物の一部を紹介している。

次に、5・6ページで、精華町の宝ものが一体となって育んできた歴史文化の特徴を交流、自然、信仰、人、景観という5つの特徴で捉え、それぞれの特徴によって町の歴史文化の紹介をしている。

次に、7・8ページで、本計画策定後には、「だれが保存と活用を進めるの？」ということと、「どうやって保存と活用を進めるの？」ということで、計画に基づく実施主体と各主体が連携して、計画を進めるための協議会の設置について

や、保存と活用をしていくための取組の方針を記載している。

最後に、9・10ページで、「過去（かこ）をほどこき、現代（いま）をつなぎ、未来（さき）をつむぐ」というフレーズにより、本計画の土台となる基本理念を記している。この基本理念をベースとして、方針の1から5を記載し、実施していくことで「わたしがときめく宝もの みんなで織りなす精華町」という町の将来像を目指していくというイメージを記している。

今後は、パブリックコメントでの意見なども踏まえるために、8月に作成協議会を開催し、その後、文化庁へ計画の認定申請を行い、認定が得られたら、計画策定が完了する運びである。

生涯学習課担当課長 1 令和7年度市町村地域自治功労者表彰について

(図書館長)

6月19日、京都府開庁記念日記念式典において、市町村地域自治功労者表彰が行われ、町内の読書ボランティアグループ「おはなしのこぼこ」様が京都府知事表彰を受賞された。この表彰は、市町村自治の発展に貢献し、その功労が特に顕著なものに表彰されるもので、「おはなしのこぼこ」様については、平成14年に発足された団体で、図書館、子育て支援センター、小学校、保育所や幼稚園での読み聞かせ、また、地域行事での活動等、幅広く活動されている。平成26年には京都府図書館等連絡協議会で功労者として表彰、また、平成29年には公益社団法人読書推進運動協議会で優良読書グループとして表彰されるなど、長年の地域の子どもの読書活動推進への貢献が認められ、今回の受賞につながったものである。

(7) 後援関係

4月から5月にかけて受け付けた教育委員会後援事業は、総数9件、学

校教育課関係は0件、生涯学習課関係が9件で、社会教育係の担当が8件、社会体育係の担当が1件となっている。

(8) 7月の行事予定

7月5日、6日と12日に相楽地方中学校総合体育大会が開催予定。

7月18日に小・中学校の1学期終業式がある。

また、教育委員へ参加をお願いするものとして、7月11日に相楽地方教育委員会連絡協議会の教育委員・教育長合同研修会、7月30日に令和7年度第1回精華町総合教育会議が開催予定である。

【委員からのご意見】

松 下 委 員 7月2日に町の人権啓発推進委員会の総会があるが、その委員会に関係して、PTAの問題が気になっている。PTAが委員会の協賛団体であるが、8小・中学校中、小学校の5校は役員が決まって、組織に入っているが、中学校の3校は役員が決まっておらず入っていない。役員になるのが大変なので、PTAに入らないという方が少しずつ増えてきているということで、町内の小・中学校もその傾向があり、組織運営が難しいという状況が出ている。他市町村でも同じことが起こっているのか。一度調査してもらえないか。

教 育 長 山城地方の部長次長会議で、議題に上げれば情報を得られると思うので、山城地方の状況だけでも調べてはどうか。

教 育 部 長 8月の終わり頃に山城地方の部長次長会議があるので、質問項目として上げる。

(9) 閉会

教育長が第6回教育委員会会議の閉会を宣言。